

令和8年度 石川町一般廃棄物処理実施計画

1 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めます。

なお、本実施計画に基づき一般廃棄物処理業務を遂行するにあたっては、石川地方生活環境施設組合（以下、「組合」という。）、組合を構成する玉川村、平田村、浅川町、古殿町と組合構成町村担当課長会議及び組合構成町村担当者会議を通じて連携を図ります。

(2) 計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(3) 計画区域

石川町全域

2 ごみ処理実施計画

(1) ごみ排出量の見込み

種別	生活系ごみ	事業系ごみ	計
可燃ごみ	2,341t	956t	3,297t
不燃ごみ	156t	20t	176t
粗大ごみ	45t	—	45t
資源ごみ	365t	2t	367t
その他のごみ	4t	—	4t
計	2,911t	978t	3,889t

(2) 収集・運搬計画および中間処理・最終処分計画について

生活系ごみは、以下のとおり収集するものとします。ただし、一度に多量に出るごみ（通常の廃棄物の収集運搬の妨げとなるもの）については、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとします。

また、事業系ごみは、事業者責任の原則から、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとします。

なお、本実施計画で定める「町で処理できないごみ」及び「町で処理を行わないもの」は、収集・運搬の対象から除くものとします。

ア 町が収集・運搬するごみ及びその収集・運搬計画について

分別区分		収集方法	収集回数	排出時間	実施主体
可燃ごみ		ステーション方式	週2回	収集日の朝 8時00分まで	組合（委託）
不燃ごみ			隔週1回		
粗大ごみ		戸別収集	随時	収集日の朝	
資源ごみ	缶類	ステーション方式	隔週1回	収集日の朝 8時00分まで	
	無色ビン				
	茶色ビン				
	その他色ビン				
	新聞				
	雑誌				
	ダンボール				
	紙パック				
	その他紙				
	ペットボトル				
	白色トレイ				
	発泡スチロール				
	容器包装プラスチック				
	製品プラスチック※1				
有害ごみ					

※1 令和7年4月より、新規に分別収集を開始。

※2 廃棄物の分別基準、排出方法については基本計画及び組合規定に基づき行うものとします。

イ 中間処理・最終処分計画について

分別区分	中間処理		最終処分
	主体	処理方法	
可燃ごみ	組合（直営）	焼却	残渣埋立て
不燃ごみ	組合（委託）	破砕	残渣埋立て
粗大ごみ	組合（委託）	破砕	残渣埋立て
資源ごみ	缶類	組合（委託）	資源化
	無色ビン	組合（委託）	資源化
	茶色ビン	組合（委託）	資源化
	その他色ビン	組合（委託）	資源化
	新聞	組合（委託）	資源化
	雑誌	組合（委託）	資源化
	ダンボール	組合（委託）	資源化
	紙パック	組合（委託）	資源化
	その他紙	組合（委託）	資源化
	ペットボトル	組合（委託）	資源化
	白色トレイ	組合（委託）	資源化
	発泡スチロール	組合（委託）	資源化
	容器包装プラスチック	組合（委託）	資源化
	製品プラスチック	組合（委託）	資源化
有害ごみ	組合（委託）	資源化	—

ウ 町で処理できないごみ及び町で処理を行わないもの

- ①事業所(商店、工場、農業など)から出る産業廃棄物
- ②自動車、バイク、タイヤ、バッテリー、ピアノ、ガスボンベ等処理が困難なごみ
- ③特定家電5品目(冷蔵・冷凍庫、エアコン、テレビ、乾燥機、洗濯機)
- ④一度に多量に出るごみ(通常の廃棄物の収集運搬の妨げとなるもの)
- ⑤その他、収集困難物として組合が回収しないもの

(3) 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

ア 排出抑制の促進

リデュース（排出抑制）の推進	
①ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の啓発	町民や事業者が取り組めるごみの減量方法、リサイクル方法等について、広報紙などによる継続的な情報発信を行い、ごみの発生・排出抑制等の意識啓発に努めます。
	本町のごみ排出量、リサイクル率、廃棄物処理施設の状況、各種数値の他市町村との比較、今後の見通し等について継続的な情報発信を行い、町民や事業者と意識の共有を図ります。
②環境学習機会の提供	小学校、中学校、生涯学習活動の場などで、幅広い年齢層を対象に環境学習の機会を提供し、循環型社会の形成につながる人材の育成を図ります。
	環境やごみに関して分かりやすく記載した学習用副読本を作成し、環境学習に活用します。
③可燃ごみ、生ごみ等の発生・排出抑制	可燃ごみ、生ごみ等の発生・排出抑制を図るため、食材を使い切る「使い切り」、食べ残しをしない「食べ切り」、生ごみとして捨てる前の「水切り」の『3 切り運動』について、広報紙などによる普及啓発に努めます。
	生ごみを堆肥化するコンポストや生ごみ処理機の購入に対する補助を継続するとともに、制度の普及啓発に努めます。
④食品ロスの削減	可燃ごみ中の未利用食品、食べ残し等の状況を組成調査し、食品ロス発生の実態を把握するとともに、食品ロス削減に向けた取り組みを進めます。
	各家庭における食品ロスの実態を把握するため、手つかずまたは食べ残しで食品を廃棄した場合、その種類、量、廃棄理由などを記録する「食品ロスダイアリー町民モニター」の導入を検討します。
	会食、宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後 30 分間と終了 10 分前は自席で食事を楽しむという「30・10 運動」や「3 切り運動」について継続した情報発信を行い、食品ロスの削減を図ります。
	食品ロスが発生しない無駄のない買い物、エコレシピ（野菜の皮や芯、作りすぎた料理などを使った料理方法）などの情報発信に努めます。

	<p>買い物の際、バラ売りや量り売りなどを利用して、使い切れる分だけの購入を呼びかけるほか、バラ売り等を実施している事業所について、情報提供を行います。</p> <p>県と連携し、「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」や「食べ残しゼロ協力店・事業所」認定等を推進します。</p>
⑤プラスチックごみの発生・排出抑制	詰め替え用品の活用推進、過剰包装の抑制、イベント時等における使い捨てプラスチック製容器の使用抑制などについて継続した情報発信を行い、プラスチックごみの発生・排出を抑制します。
⑥マイバッグ等の利用促進	買い物時のマイバッグ等の利用について継続した情報発信を行い、レジ袋などのプラスチックごみの発生・排出を抑制します。
⑦紙類ごみの発生・排出抑制	<p>町が率先してペーパーレスに取り組み、紙類ごみの発生・排出抑制を推進するとともに、町民や事業所に対しては、広報紙などによる啓発に努めます。</p> <p>使い捨て紙製容器の使用抑制や過剰包装の拒否について継続した情報発信を行い、紙類ごみの発生・排出を抑制します。</p>
⑧事業系ごみの削減	事業系ごみの削減と適正排出を促進するため、収集運搬許可業者等を通じた啓発、指導に努めます。
⑨ごみ組成分析調査の実施	排出された可燃ごみ中の食品廃棄物、資源化可能ごみの混入状況を調査・分析し、排出抑制施策検討の基礎データとします。

イ 資源化等の促進

リユース（再使用）の推進	
①紙類の再利用の推進	<p>ごみ組成分析調査により、資源化可能な紙類が可燃ごみとして排出されている状況を分析・把握し、分別排出の徹底について継続した情報発信を行います。</p> <p>町が率先して印刷物の両面使用に取り組み、紙類の再利用を推進するとともに、町民や事業者に対しては、広報紙などによる啓発に努めます。</p>
②マイボトル・マイカップの利用促進	使い捨てプラスチック製容器の削減に向け、町民や事業者に対し、マイボトル・マイカップの利用を促します。

③リユース食器等の 利用促進	<p>イベント時等における使い捨てプラスチック製容器の使用を抑制し、リユース食器（繰り返し洗って再使用する食器）の利用促進を図るため、継続的な情報発信を行うとともに、イベント主催者への働きかけを行います。</p> <p>買い物の際、リターナブルびんに入った製品の購入を呼びかけるとともに、回収事業所等の情報提供を行います。</p>
-------------------	---

リサイクル（再生利用・再資源化）の推進

①資源化の促進	<p>資源化物集団回収の活性化を図るため、実施団体に対する助成、新たな集団回収品目などについて検討します。</p> <p>民間事業者による古紙類、ペットボトル、トレー等資源物の店頭回収について、回収状況の把握に努めるとともに、協力店舗に関する情報発信を行います。</p>
②生ごみリサイクルの推進	<p>生ごみを堆肥化するコンポストや生ごみ処理機の購入に対する補助を継続するとともに、本制度の普及啓発に努めます。</p>
③紙類リサイクルの推進	<p>ごみ組成分析調査により、可燃ごみ中の資源化可能な紙類の排出状況の把握に努め、紙類リサイクルに向けた取り組みを進めます。</p>
④リサイクル製品活用の推進	<p>町が率先してグリーン購入（環境配慮型製品の優先的な購入）に取り組み、リサイクル製品の活用を推進するとともに、町民や事業者に対しては、広報紙などによる啓発に努めます。</p> <p>町事業において、廃棄物を再生利用した土木資材など、循環資源を利用して製造された優良な製品として福島県が認定した「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の使用を検討します。</p>

3 生活排水処理実施計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

種別	処理量
し尿	1,135 kℓ
浄化槽汚泥	8,282 kℓ
計	9,417 kℓ

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿の収集運搬は、組合直営、浄化槽汚泥の収集運搬は、現行通り許可業者による収集運搬を継続するものとします。

(3) 処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、現行通り下記施設による処理を継続します。

施設	所在地	型式	処理能力	竣工年月	対象地域
石川地方生活環境施設組合し尿処理施設	福島県石川郡石川町大字沢井字川井 255	高負荷脱窒素処理方式	59 kℓ/日	平成8年3月	石川町全域

(4) 生活排水の適正処理に関する方策

ア 浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際の撤去費用と宅内配管工事費用の一部を補助します。